

# 死者は千三百万円

## 水俣病 互助会 補償要求額決める

水俣病患者家庭互助会は六日午

後一時から臨時総会を開き、水俣

病死者および患者に対する補償

要求額を決めた。七日チソソに対

し補償交渉の申し入れをし、八日

午後一時からチソソ水俣支社で第

一回交渉を始めると予定。

四日東京で岡田厚相と会い、補

償問題についておっせん依頼ほど

を行なった互助会の山本会長、中

津副会長、補償交渉委員の一、行十

三人は、日程を急ぎ変更して六

日午前六時十分水俣駅前の下り急

行「しんやま」で水俣に帰り、直

ちに会館を回って臨時総会の招

集を向け、まず午前十時同市湯堂

の坂本武義さん宅（同会員）で補

償交渉委員会を開き、一定の補償

額を決めたあと、午後一時から臨

時総会を開いた。

総会には会員八十九人のうち八

十一人が出席、補償額については

会員間で相当の意見の食い違いも

出たが、約三時間にわたる協議の

結果、①死者に対する一時金と

して二千三百万円②生存患者は年

金五十万円を毎月給付にきかめら

て支給すること③生存者がごんご死

亡したときは、一時金として強制

自動車損害賠償保険死亡時の最高

額（現在は三百万円だが、来年度

から六百万円に改定される予定）

と同額とすること④の三木桂

子交渉を進めることに決定した。

互助会ではさうそく八日から会

社側と交渉を始めるが、会社側の

出方が待たされ、こんご数回にわ

たる交渉を重ねても話し合いがつか

かない場合は、あくまで決定額の

額で専断交渉、熊本市長らに再お

っせんを申し入れることにしている。

なお、互助会はさる九月十六日

の臨時総会で①胎児性患者関係②

死亡家庭③一般患者④死亡家庭の

うち二十万円の一時金で打ち切り

れた関係者の四グループごとに

交渉委員会をへり、それぞれ補

償要求額を出すことになっている

が、六日の臨時総会では生存患者

はさうそくでも胎児性患者も

一年に六十万円の額でまごめり

れた。